

○熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則

(平成 30 年 10 月 4 日規則第 28 号)

改正 平成 31 年 3 月 29 日規則第 34 号 令和 3 年 3 月 31 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例(平成 30 年熊本県条例第 48 号。以下「条例」という。)第 10 条第 1 項の規定による熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会の委員の選挙の執行に関し、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。)、土地区画整理法施行令(昭和 30 年政令第 47 号。以下「令」という。)及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(代表者選任通知書)

第 2 条 法第 130 条第 2 項の規定による通知は、代表者選任通知書(別記第 1 号様式)により行うものとする。

(選挙人名簿)

第 3 条 令第 20 条に規定する選挙人名簿は、別記第 2 号様式によるものとする。

(選挙人名簿に対する異議申出書)

第 4 条 令第 21 条第 3 項の規定により異議を申し出ようとする者は、選挙人名簿に対する異議申出書(別記第 3 号様式)を知事に提出しなければならない。

(異議の申出に対する決定通知書)

第 5 条 令第 21 条第 4 項の規定による通知は、別記第 4 号様式により行うものとする。

(立候補届及び立候補推薦届)

第 6 条 条例第 10 条第 2 項の規定により自ら候補者となろうとする者は立候補届(別記第 5 号様式)を、他の選挙人を候補者としようとする者は立候補推薦届(別記第 6 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の立候補届には戸籍抄本(法人にあっては、登記事項証明書。以下この項において同じ。)を、前項の立候補推薦届には候補者承諾書(別記第 7 号様式)及び当該候補者としようとする者の戸籍抄本を添付しなければならない。

(立候補の辞退)

第 7 条 候補者が候補者たることを辞退しようとするときは、選挙期日から起算して 5 日前の日(当該日が県の休日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第 10 号)第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。以下この条において同じ。))に当たるときは、その日前において、その日に最も近い県の休日でない日までに立候補辞退届(別記第 8 号様式)を知事に提出しなければならない。

(候補者氏名の掲示)

第8条 候補者の氏名は、宅地所有者又は借地権者の別に、立候補届及び立候補推薦届の受理の順に調製し、選挙場に掲示する。

(選挙場入場券の発行)

第9条 知事は、選挙場入場券(別記第9号様式)を発行するものとする。ただし、令第26条の規定により投票を行わないこととなった場合は、この限りでない。

(選挙管理者の職務代理者)

第10条 令第27条第1項の規定により任命された選挙管理者に事故があるとき、又は選挙管理者が欠けたときは、あらかじめ知事が定めた者がその職務を代理するものとする。

(立会人の選任通知)

第11条 知事は、令第27条第2項の規定により立会人を選任したときは、当該立会人に対し、選挙立会人選任通知書(別記第10号様式)により通知するものとする。

(立会人選任の委任)

第12条 知事は、令第27条第2項の規定による立会人の選任を選挙管理者に委任することができる。

2 選挙管理者は、前項の場合において、立会人を選任したときは、当該立会人に対し、選挙立会人選任通知書(別記第10号様式)により通知するものとする。

(投票用紙)

第13条 令第29条第2項の投票用紙は、別記第11号様式によるものとする。

(投票人資格証明書)

第14条 令第29条第3項に規定する法人の指定する者の投票の権限を証する書面は、投票人資格証明書(別記第12号様式)とする。

2 前項の投票人資格証明書には、当該法人の印鑑証明書(選挙期日前3月以内に交付を受けたものに限る。)その他の当該投票人資格証明書が当該法人により作成されたものであることを確認するに足りる書類を添付しなければならない。

(当選通知書)

第15条 令第35条第5項の規定による通知は、当選通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(予備委員決定通知書)

第16条 知事は、予備委員を決定したときは、当該予備委員に対し、予備委員決定通知書(別記第14号様式)により通知するものとする。

(選挙録)

第17条 令第39条第1項の選挙録は、別記第15号様式によるものとする。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、委員の選挙の執行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日規則第 34 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。